

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	・各事業年度において、畜産物の変動や生産費の上昇による損失を補てんするための基金に係る負担金に支出した場合、当該事業年度の所得の金額の計算上、必要経費又は損金算入とすることができる制度に独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）を追加すること。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲632 百万円 （ - ）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化		
	(2) 施策の必要性 平成 22 年 3 月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において食料自給率向上に向けて生産数量目標として平成 32 年度に国内豚肉生産量 126 万トン（枝肉ベース）、国内牛肉生産量 52 万トン（枝肉ベース）とすることを掲げているところ。 豚肉の国内生産量は、17 年度：124 万トン、18 年度：125 万トン、19 年度：125 万トン、20 年度：126 万トンとほぼ横ばいから微増で推移した。平成 19 年度後半から平成 20 年度前半にかけて比較的枝肉価格が高水準で推移していたことに加え、衛生対策が功を奏して、平成 21 年度は大幅な増産（132 万トン）となった。しかし、国内生産量の急激な増加により枝肉価格は大幅に低下しており、生産費は配合飼料価格が一時よりも低下したものの依然として高水準にあり、収益性が極めて悪化している状況にある。 また、牛肉の国内生産量は、17 年度：49.7 万トン、18 年度：49.5 万トン、19 年度：51.3 万トン、20 年度：51.8 万トン、21 年度：51.6 万トンと微増傾向で推移したものの、国内生産量の増加により枝肉価格は低下している。特に和牛などの高級牛肉は景気の影響に大きく左右され、平成 20 年度のリーマンショック以降の景気後退により、枝肉価格が大幅に低下している。また、生産費は配合飼料価格が一時よりも低下したものの依然として高水準にあり、収益性が極めて悪化している状況にある。 このような状況にあることから、政府の支援措置がない場合、収益性の悪化に伴い離農者が急速に増加して、国内生産量が大幅に減少するおそれがあるため、国産豚肉及び国産牛肉の安定供給を図る観点から、養豚及び肉用牛肥育の経営安定対策を講じてきたところである。 平成 22 年度からは、事業の仕組みを見直し、① 養豚については、豚枝肉価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合、肉豚生産者に対して、その差額の 8 割を補てんする養豚経営安定対策事業、② 肉用牛肥育については、肥育牛 1 頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合、肥育牛生産者に対して、その差額の 8 割を補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業をそれぞれ実施している。		

上記の両事業とも、補てん財源の一部を生産者の積み立てによる仕組みとしており、それぞれの前身事業では公益法人等である各都道府県の畜産協会等において、生産者負担金を管理していたため、損金算入の対象となっていたことから、同様の仕組みで行う予定で予算措置したところである。ところが、行政刷新会議の事業仕分けや行政事業レビューにおいて公益法人の事業見直しが示されたことを受けて、公益法人等を通さずに補てん金を生産者へ直接交付する仕組みが求められ、順次移行することとなった。

まず、養豚経営安定対策事業においては、平成 22 年度からモデル的に直接交付方式（生産者負担金を機構に拠出し管理する方法）を導入することとし、平成 23 年度からすべての事業参加者が本格的に直接交付方式に移行することとなっている。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業についても、将来的に直接交付方式を導入することを検討しているところである。

しかしながら、現行の所得税法及び法人税法上の取扱いでは、損金算入は「公益法人等」でないと指定の対象とならないが、機構は「公益法人等」に該当しないことから、機構で生産者負担金を管理する場合、損金算入の対象とならなくなるという問題がある。

国産豚肉及び国産牛肉を安定的に供給し続けるためには、各畜種の経営安定対策事業を適切に運用するとともに、生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象にすることによって、養豚経営及び肉用牛肥育経営の安定を図ることが重要であり、本特例措置の新設が必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保（食料） 《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化
		政策の達成目標	国産豚肉生産量 126 万トン【平成 32 年度】 国産牛肉生産量 52 万トン【平成 32 年度】
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 23 年度～
		同上の期間中の達成目標	国産豚肉生産費 126 万トン 国産牛肉生産量 52 万トン
		政策目標の達成状況	(平成 20 年度) (平成 21 年度) 国産牛肉生産量 52 万トン 52 万トン 国産豚肉生産量 126 万トン 132 万トン

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用数等（平成23年度(推計)） 適用対象者数 1,548人 件数 1,548件</p> <p>○減税見込額（平成23年度(推計)） 632百万円</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、畜種ごとの適切な国内生産が行われることによって、肉用牛肥育経営及び養豚経営における経営の安定を図り、食料自給率の向上、雇用の創出などの地域経済への貢献等が促進される。</p> <p>また、養豚経営及び肉用牛肥育経営においては、豚肉及び牛肉の枝肉価格の低下、飼料費の増加等に伴う生産コストの上昇により、収益性は悪化している状況にあり、経営の安定に大きく寄与することから、本特例措置が新設できない場合は、収益性が低下している時に生産者負担金が課税対象となることによって更なる収益性の悪化を招き、経営継続が困難となる生産者が増加するおそれがある。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>①養豚経営安定対策事業 22年度畜産業振興事業（ALIC事業） 予算額 9,889百万円</p> <p>豚枝肉価格が生産コスト相当である保証基準価格を下回った場合、その差額の8割を肉豚生産者に補てん金として交付。</p> <p>②肉用牛肥育経営安定特別対策事業（通称：新マルキン事業） 22年度畜産業振興事業（ALIC事業） 予算額 84,636百万円</p> <p>肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割を肥育牛生産者に補てん金として交付。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記事業における補てん金交付によって、生産者の収入面での措置により、経営の安定が図ることに寄与している。</p> <p>一方、本特例措置は、生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象とし生産者の経費の面での措置により、経営の安定を図ることに寄与するものである。</p> <p>また、経営の支援措置として、畜産については各種融資制度が比較的充実しているところであるが、大規模な生産者は多額の資金を融通するために活用することが多いものの、中小規模の生産者は活用することが少ない。</p> <p>一方、本特例措置は、大規模な生産者に限らず、中小規模の生産者であっても享受することが可能である。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、生産者負担金を課税対象から除外することにより、生産者のキャッシュフローの改善による収益性の低下を抑制し経営の安定を図るものであり、補助金や融資制度を活用した支援とは別に、税制の措置により、広くかつより効果的に発揮される的確な措置であると考えられる。</p> <p>また、本特例措置は、行政刷新会議の事業仕分けや行政事業レビューにおいて公益法人の事業見直しが示されたことを受けて、公益法人等を通さずに補てん金を生産者へ直接交付する仕組みが求められたことにより新たに措置するものであり、政府の方針にも合致した措置である。</p> <p>なお、生産者負担金を管理する主体が、「公益法人等」から「公共法人」に変更した場合に、現行の所得税法及び法人税法では損金算入の制度を活用できないことから、これまでと同様の扱いができるようにする必要があるため、租税特別措置において類似の措置があることから、それを参考に生産者負担金を必要経費又は損金算入の対象になるよう措置するものである。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		
	<p>前回要望時の達成目標</p>		
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		
		<p>これまでの要望経緯</p>	